

住民基本台帳カード

さまざまなサービスが受けられます

市では、希望する市民に、住民基本台帳カード(住基カード)を交付しています。

顔写真の入ったものと入らないものの2種類から選択できます。顔写真の入ったものは、公的な証書として利用できます。写真は、上半身、無帽、正面、無背景で6カ月以内に撮影した縦45mm×横35mmのものを持つてくるか、手続きのときに市民課(市役所1階)で撮影します。

カードの不正取得防止のため

本人確認の方法が変わりました。次の要件に当てはまる場合は、即日交付できません。

① ICチップの入っている運転免許証を提示し、暗証番号を入力する

② ICチップの入っていない運転免許証・パスポートなどを提示し、さらに保険証や年金手帳など1点を提示する

①②の要件に当てはまらない場合は、郵便により照会を行いますので即日交付ができません。後日、窓口で交付します。また、下総・大栄支所市民福祉課で申請した場合も即日交付できません。後日、申請を受け付けした支所の窓口で交付します。

住基カードの交付手数料は500円、有効期限は発行日から10年ですが、市外に転出したときは無効になります。市内で転居した場合は住所の修正を行いますので、市民課または下総・大栄支所市民福祉課へ住基カードを持ってきてください。

受けられるサービス

○付記転出入の特例処理：住基カードがある人は、特例の転出届(付記転出)を前の市町村に郵送で行うことで、転出証明書なしに新しい市町村窓口で転入届(付記転入届)ができます

○公的個人認証サービス：インターネットを通じた行政手続きを安全に行うために使用する「電子証明書」の交付を受けることができます。手数料は500円です。インターネットに接続できるパソコンと、住基カードの情報を読み書きするためのカードリーダーが必要となります

○住民票の広域交付：住民基本台帳ネットワークシステムを利用することで、全国どこの市町村でも本人または同居世帯の住民票の交付が受けられます(本籍・筆頭者氏名は記載されません)。住基カードまたは運転免許証やパスポートが必要です。成田市の交付手数料は300円です。手数料は、交付する市町村により異なります

※くわしくは市民課(☎20-1525)へ。

少額訴訟 金銭トラブルを解決するために

少額訴訟は、少額の金銭の支払

いをめぐるトラブルを速やかに解決するための手続きです。原則として1回の審理で終了し、審理終了後、直ちに判決の言渡しが行われることが特徴です。

ただし、審理を1回で終えるためには、口頭弁論の期日の前に自分の主張を整理し、これに対応する証拠をそろえるなど、事前準備が必要です。

裁判所の窓口にはリーフレットや定型の書式があるほか、裁判所ホームページ(<http://www.courts.go.jp/>)でも一部の定型書式をダウンロードすることができます

男女共同参画計画 パブリックコメントの結果を公表します

11月19日～12月3日にパブリックコメントを実施した第2次成田市男女共同参画計画(素案)について、意見の提出はありませんでした。

※くわしくは企画政策課(☎20-1500)へ。

生涯学習推進計画・生涯スポーツマスタープラン パブリックコメントの結果を公表します

12月15日～28日にパブリックコメントを実施した生涯学習推進計画・生涯スポーツマスタープラン(素案)について、意見の提出はありませんでした。

※くわしくは生涯学習課(☎20-1583)・生涯スポーツ課(☎20-1584)へ。

2月の水道水の排水作業

市水道部では水質維持のため、次の通り水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますので、ご了承ください。受水槽を使用している場合は、万一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
2月7日(月)	並木町地区	午後11時～翌午前5時

※くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。

市長日誌



【1月1日～15日】

1日	新春航空安全祈願祭
4日	仕事始めの式
5日	公設地方卸売市場開市式 成田市場振興協議会賀詞交歓会
7日	西中学校陸上競技部 全国大会 入賞報告会
8日	とよすみ新春レク大会
9日	久住地区一周駅伝大会
10日	成人式
11日	NPO法人花かご会 第2たんぼ ぼ開所式
14日	成田空港成長戦略会議



新成人を前に(10日)

都市計画の決定

地区計画(東町・花崎町地区)を縦覧できます

都市計画の決定が、1月14日に告示されました。関係図書を次の通り縦覧できます。

場所 都市計画課(市役所5階)
内容 地区計画の決定

※くわしくは都市計画課(☎20-1560)へ。

家屋の新築・増築

資産税課へお知らせください

家屋の新増築、建て替え、取り壊し、名義の変更などがあつたら、資産税課へ連絡してください。

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に、都市計画税は、市街化区域

内の土地・家屋の所有者に課税されます。

※くわしくは資産税課(☎20-1514)へ。

がけ地整備

500万円を限度に事業費の半額を補助

がけ崩れは、斜面が突然崩れ落ちる災害で、大雨・長雨・地震により地面が緩んだときに突然発生します。スピードも速く、崩れた土砂が斜面の高さの2〜3倍も離れた所まで達することもあります。

市では、危険ながけ地に擁壁を設けたり、傾斜地を整備したりする人に対する補助を次の通り実施しています。

対象 ① 次の条件に当てはまるもの(宅地造成事業や宅地分譲事業の一つとしての整備は除く)

○ 高さ(垂直)が5m以上、傾斜度が30度以上のがけ地の整備
○ 崩壊して住居に著しい被害を及ぼす恐れのあるがけ地の整備

補助額 ① 500万円を限度に事業費の半額

補助を受けるには手続きが必要です。着工する前に土木課に相談してください。

※くわしくは同課(☎20-1550)へ。

使用済み自動車

処分は適正に

道路などに放置された自動車は、通行の妨げになるばかりでなく、地域の美観を損ねます。また、放置自動車周辺にごみを不法投棄されるなど、生活環境の悪化も生じさせています。

市では「成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」により、所有者・使用者に早急な移動を指導しています。

使用済みの自動車は、販売店や引取業者に引き渡して廃車手続きをするなど、適切に処分してください。

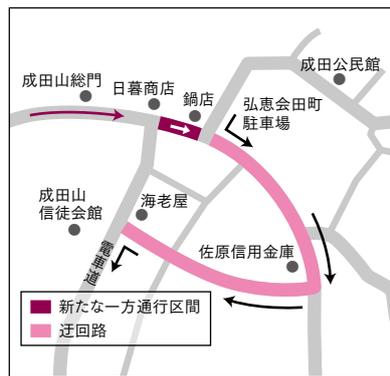
※くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

表参道の一方通行規制

区間が延長されます

2月1日(火)から、表参道の一方通行規制区間が延長されます(二輪・軽車両は除く)。成田公民館方面から電車道へ抜ける場合は迂回してください。

新たな規制区間 日暮商店前〜鍋店角(左図参照)



※くわしくは成田警察署(☎27-0110)へ。

不法投棄防止

土地の適正な管理が大切です

道路や個人の土地への家電製品や家庭ごみ、建築廃材などの不法投棄が後を絶ちません。市では、不法投棄監視員や職員によるパト

ロールを行い、不法投棄の多い場所には監視カメラを設置するなど、監視体制の強化を図っています。

不法投棄を防止するには、地域での不審者、不審車両などの監視や、土地所有者の適正な管理も大切です。不法投棄を発見したら環境対策課へ連絡してください。

※くわしくは同課(☎20-1532)へ。

学校給食施設整備実施計画

パブリックコメントの結果を公表

12月15日〜28日に実施した、学校給食施設整備実施計画(案)のパブリックコメントの結果がまとまりましたので公表します。

意見提出者数 ① 11人
延べ意見数 ② 45件

寄せられた意見と市の考えは、学校給食センターホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kyushoku/index004.htm>)、同センター、行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支所総務課、各公民館、市立図書館、保健福祉館、三里塚コミュニティセンターで見ることが出来ます。

※くわしくは学校給食センター(☎27-9449)へ。

公共下水道

接続は速やかに

公共下水道の利用ができるようになる、くみ取り便所を3年以内に水洗トイレに改造することが法律で義務付けられています。台所や風呂、洗濯などの汚水、雑排水については、なるべく早く公共下水道に直接流すための排水設備を設置してください。

市では、下水道供用開始の公示後1年以内の工事の場合は3万円（1年を超え3年以内の工事であれば2万5千円）の改造資金補助金の交付、融資のあっせんや利子補給（借入額30万円が限度）をしています。

排水設備の設置やトイレの水洗

2月は省エネルギー月間です!



農作物に被害を与える野ネズミの駆除を、市内の田畑で行います。農業者がネズミの巣穴に薬剤を投入しますので、注意してください。

薬剤を投入します

野ネズミの駆除

※くわしくは水道部工務課(☎22-10269)へ。

水道水が汚染されることがないように、受水槽の清掃や点検など、適切な管理を行いましょ。

設置者は適切な管理を

受水槽

※くわしくは下水道課(☎20-1553)へ。

化改造の義務付けは、公共下水道完成によって、1日も早く地域の生活環境改善を図ろうとするものです。ご協力をお願いします。

実施期間 2月15日(火)～3月5日

(土)

薬剤「ヤンデオン(下総・大栄地区を除く地区)、ラテミン(下総地区)

※投入された薬剤は半年ほどで自然分解し、無害になります。

くわしくはJA成田市営農振興課(☎22-6717)、下総地区については北総農業共済組合(☎043-481-6911)へ。

地上デジタル放送の視聴

低所得世帯への支援を実施しています

国では、経済的な理由で地上デジタル放送(地デジ)をまだ視聴できない、次のいずれかの条件に当てはまる世帯に対して、地デジ対応の簡易なチューナー(1台)の無償給付などを行なっています。

○生活保護世帯などでNHK放送受信料が全額免除の世帯

○市町村民税が非課税の世帯

※くわしくは総務省地デジチューナー支援実施センター(放送受信料全額免除世帯への支援・☎0570-033840、市町村民税非課税世帯への支援・☎0570-023724)へ。

監査結果の公表

平成22年度に実施した定期監査(学校監査)の結果を地方自治法第199条第9項に基づきお知らせします。

成田市監査委員 福田 稔

同 石渡 孝春

正に処理されているものと認められた。

学校監査

期日 10月8日・26日・29日

場所 各小中学校

対象 平成22年9月末日までの財務に関する事務の執行状況

○小学校6校：遠山・大須賀・桜田・前林・津富浦・川上

○中学校2校：遠山・大栄

方法 学校配当予算の執行状況と施設などの管理状況について、諸帳簿類を調査するとともに、関係職員から説明を受けて行った

結果

予算の執行

支出経理事務について、関係帳簿と証拠書類を照合したところ、計数は符合し、おおむね適

予算執行に当たっては、年間の行事などの状況を的確に判断し、時機を失することのないようにするとともに、常に子どもたちのために有効であるとの観点に立って執行していただきました。

施設の管理状況

今年度も、特に図書室の管理状況について調査した。図書などが整理・整頓され、子どもたちの興味を引くような簡単な解説を付けるなどの工夫がされていて、貸し出し状況も良好であった。今後も図書が充実され子どもたちの読書がますます盛んになることを期待する。

※くわしくは監査委員事務局(☎20-1572)へ。

